

第二期 魚沼市子ども・子育て支援事業計画の 見直しに係る県との協議結果について

令和4年1月25日に新潟県へ魚沼市子ども・子育て支援事業計画の中間見直しに係る協議を提出し、回答のあった指摘事項について、次のとおり修正します。

【県指摘事項】

- 1 「2 教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期に関する事項」の「(一) 各年度における教育・保育の量の見込み」について
 - ・第1部第2章6(3)の「閉園が予定されています」の記載が残っていますが、第2部第2章1の※では(めぐみ幼稚園)閉園予定の記載が削除となっており、不整合が生じています。
- 2 「4 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容に関する事項」について
 - ・めぐみ幼稚園は、令和4年度から施設型給付に移行し、「子ども・子育て新制度未移行幼稚園」ではなくなりますが、第2部第4章4に反映されていません。また、子育てのための施設等利用給付は、施設型給付へ移行後も預かり保育利用料の部分について引き続き給付がされるため、記載を修正される場合には、その点についてもご注意ください。

第1部 第2章 魚沼市の子育てを取り巻く現状と課題

6 ニーズ調査等を踏まえた子ども・子育て分野における本市の課題（61P）

(3) 幼児教育

市内には、公立幼稚園が1園、公立認定こども園が1園、私立幼稚園が1園あります。公立での幼児教育は、すもんこども園が実施していますが、入広瀬幼稚園は希望者がいない状況から休園状況にあります。また、私立幼稚園については湯之谷地域に所在していますが、両親の就労状況の変化や核家族化により保育を必要とする幼児の割合が増えているためか、幼児数が減少傾向にあり、閉園が予定されています。ニーズ調査でも1号認定の利用希望はあることから、今後も体制の確保を図っていきます。

【修正事項】

「また、私立幼稚園については湯之谷地域に所在していますが、両親の就労状況の変化や核家族化により保育を必要とする幼児の割合が増えているためか、幼児数が減少傾向にあります。ニーズ調査でも1号認定の利用希望はあることから、今後も体制の確保を図っていきます。」に改める。

第4章 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保

4 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保（82P）

幼児教育・保育の無償化により新たな給付（子育てのための施設等利用給付）の対象となった認可外保育施設、子ども・子育て支援新制度未移行幼稚園等（特定子ども・子育て支援施設）については、公正かつ適正な支給を実施し、保護者が希望する幅広い幼児教育・保育の機会を確保します。

また、特定子ども・子育て支援施設としての確認と公示を行うとともに、県と連携を図りながら指導監督と監査を実施する等、子育てのための施設等利用給付の円滑な実施に向けて取り組んでいきます。

【修正事項】

「幼児教育・保育の無償化により新たな給付（子育てのための施設等利用給付）の対象となった預かり保育事業を実施する保育園、認定こども園（幼稚園部分）や認可外保育施設等（特定子ども・子育て支援施設）については、公正かつ適正な支給を実施し、保護者が希望する幅広い幼児教育・保育の機会を確保します。」に改める。